

3 葬送儀礼における朱と石臼

北 條 芳 隆

(1) 南原古墳出土の石臼と石杵

長法寺南原古墳から出土した石臼と石杵は、古墳時代の葬送儀礼における施朱の問題と深く関わる資料として注目されている。

石臼や石杵が古墳の副葬品として発見される事例は今日でも10例程度が知られているに過ぎず、全体としてみればごく少数である。ただしこれらの資料が発見される場合、その表面にはほぼ例外なく赤色顔料が付着している。そのため、古墳から発見される石臼や石杵は、葬送儀礼にあたって遺骸や埋葬施設などに塗布する水銀朱やベンガラ（ベンガラはベンガラ石の細粒を粉状にすり潰す用途にもちいられたと考えられている）の細粒を粉状にすり潰す用途にもちいられたと考えられている。

縄文時代の石皿やすり石と大差ない形態のこうした石臼や石杵が、日常の厨房用具とはみなされず、埋葬儀礼に関わる特殊な用途に限定されて考えられている背景には、今述べたような出土状況の特異性ととも、集落遺跡からの出土数は古墳からの出土以上にわずかであるといった事実がある。弥生時代の基本的な石器組成からは欠落し、古墳時代に再び出現することも、こうした性格を考えざるをえない状況証拠のひとつである。また集落遺跡から出土するものはほとんどが石杵であるが、少なからぬ比率で表面には朱が付着していることも解明されつつある。したがって集落遺跡出土の場合でも、朱の精製やそれをもちいた祭祀に関連したものであろうと理解されている。さらに朱の生産遺跡からは類似形態の石臼や石杵が多量に出土していることを考慮すると、こうした石器が日常生活とは別に、朱の精製といった限定的用途をもって成立した蓋然性は高い⁽¹⁾。

ところで、古墳出土の石臼や石杵には形態差が存在することも判明している。市毛勳は古墳出土の石臼・石杵を集成した上で形態分類を行い、石器としての加工が顕著に認められるものと、河原石などを直接利用したものとが存在することを明らかにし、前者を石製品、後者を自然石とする分類案を示した⁽²⁾。また石製品に属す石臼には「片口式」と「円形」との2形態があり、石杵にも「乳棒状」と「杵状」との形態差が認められるとする。さらに石臼や石杵には、砂岩・凝灰岩などで作られ実用品とみなしうるものと、滑石や碧玉製で非実用品と考えるものとの存在することを指摘している。

その後、本田光子は市毛の区分案に立脚しつつ、新たな分類案を提示している⁽³⁾。本田案では非実用品とみなしうるものを対象から除外したうえで、非常に入念な成形と研磨を行った定形のもの、簡単な整形で実用本意の不定形のものに区分し、前者をa類、後者をb類とする。なお古墳出土の石臼・石杵についてはこれら2種類に限定されるようであるが、石杵について

はこのほかに a 類や b 類にはみうけられない敲打痕の観察されるものを抽出し、これを c 類としている。

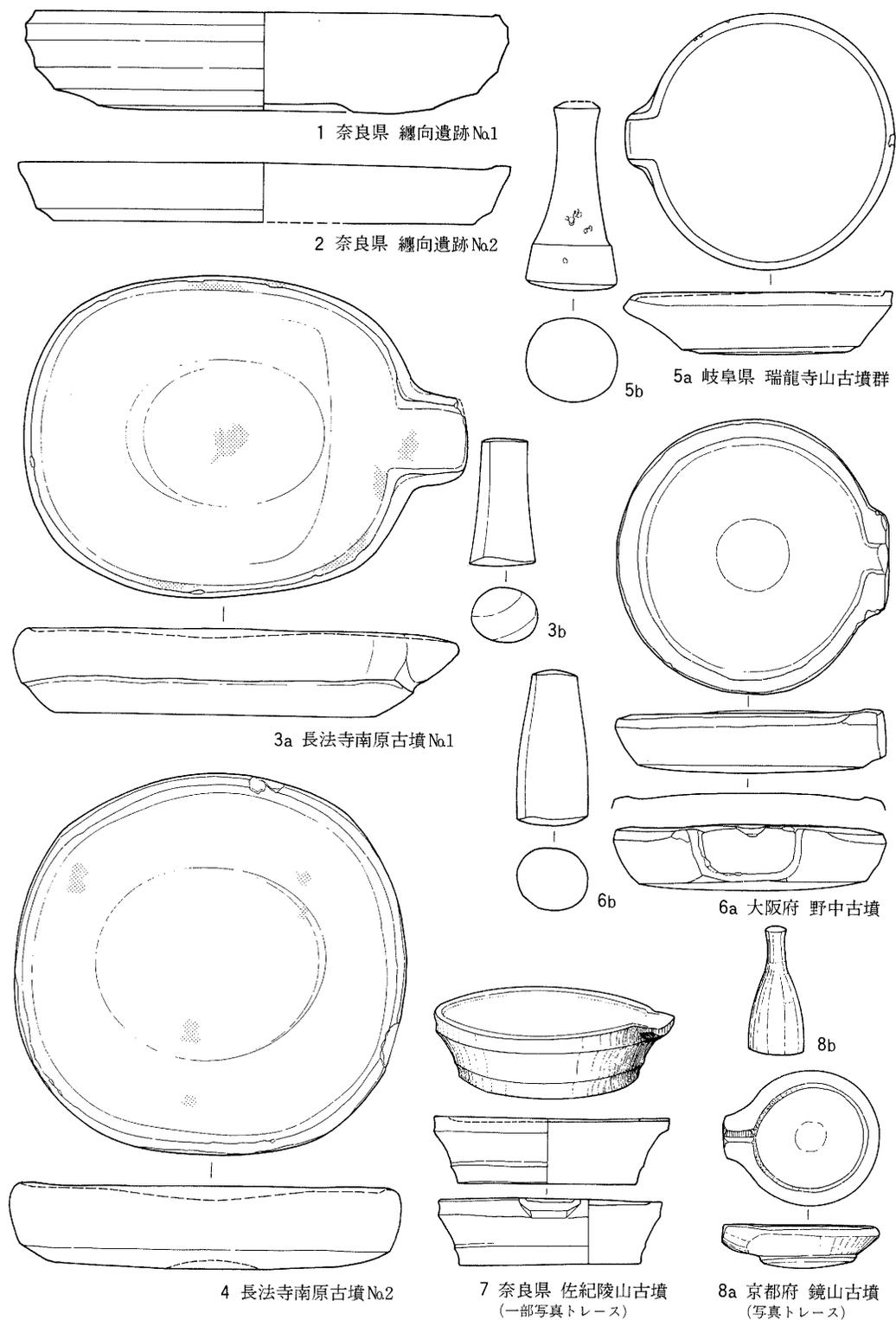
長法寺南原古墳出土の 3 点が赤色顔料を擦り潰した形跡をもつか否かについては、これまでかならずしも確定的ではなかったようである。今回の資料調査によって、水銀朱であるかベンガラであるのかは不明ながら、いずれの資料でもその摩擦面には赤色顔料が付着する事実を確認できたので、この点は従来からの想定を補足するものとなろう。また形態的には市毛分類案の石製品にあたり、第 4 章の図 41 で示した石臼 1 が「片口式」に、2 が「円形」に属するものであり、3 の石杵は「乳棒状」であることは改めていうまでもない。もう一方の本田案にもとづけば、すべて a 類となる。

なお本石室から検出された赤色顔料は水銀朱である。第 1 次調査の記載によれば、床面のくぼみに厚い朱層をなしていたとされる。このことから多量の朱がもちいられたことを知りうる。また近年東京国立博物館が実施した分析結果では、この朱層が実際には水銀朱と粘土の混じり合ったものであることも解明されている⁽⁴⁾。報文中でも述べたように、朱層が検出された範囲には本来木棺が存在した可能性が高い。したがって、朱は棺の内外面や遺骸の周囲に塗布されたと考えられる。ただし石室の壁体部に朱やベンガラが塗布されたか否かについての明確な記載はない。唯一、調査に至る直前の警官による実地検証の状況が記載されている部分において「朱に染んだ室内から若干の鉄鏝を採集⁽⁵⁾」云々との記述がみられるので、微妙な表現ながら、石室自体にも赤色顔料が塗布されていた可能性をうかがわせるにとどまる。

(2) 大型の石臼と小型の石臼

ここで、長法寺南原古墳出土の石臼や石杵が形態的にはどのような位置にあるのかを再度検討してみたい。図 72 には石器としての丁寧な加工が施されている石臼と、それに共伴した石杵の代表的資料を掲げている。このうち年代的にもっとも先行する可能性の高いのは、石臼のみの出土であるが、奈良県纏向遺跡旧河道出土の資料であり、もっとも後出するとみられるのは大阪府野中古墳出土例⁽⁷⁾である。長法寺南原古墳例は岐阜県瑞龍寺山古墳群第 3 群 1 号古墳出土例⁽⁸⁾とともに両者の中間にあたる。なお、奈良県佐紀陵山古墳（伝日葉酢媛陵）出土の石膏模型資料は碧玉製であったとされており、その材質からみて模造品であると考えられている。同様に京都府鏡山古墳出土資料⁽⁹⁾は石臼、石杵ともに滑石製であり、これも模造品とみて差し支えない⁽¹⁰⁾。

さて、この図からただちに判明するのは、実用品とみなされる石臼の場合、長径 40cm 前後の大型品と 25cm 前後の小型品とに区分しうることである。またこれらの石臼に伴う石杵は 3 例ともに棒状品であり、段の有無や握り部の形態に差異は認められるものの、寸法の点では顕著な差のないことがわかる。このことから長法寺南原古墳例は、石杵についての形態や寸法は一般



(南原・野中古墳例以外は各報文より改変作図)

図72 石臼・石杵の代表例

的なものであり、石臼の寸法に関しては2点とも大型に属すとみることができる。

なお石臼上面の形状は、すべての資料について次のような成形上の共通点が認められる。すなわち外周部を均等に削り込むことによって縁部に縁取りを作り、同時に摩擦面の中心部を高くしているのである。南原古墳例では摩擦面の中心部が7mmないし9mm程度くぼむため、このくぼみがあらかじめ作出されていた可能性も考慮しておく必要がある。ただし、それ以外の資料ではこうしたくぼみが顕著ではなく、平坦であるか、ごくわずかなくぼみが認められるものがほとんどである。そのため南原古墳例のみを例外とみなすことは困難であり、本例にみる中心部のくぼみは成形時に作出されたものではなく、実際の作業の結果生じた摩耗であると判断しうる。これに対し朱の生産遺跡から出土する石臼は、その多くが摩擦面を摺鉢状にくぼませている。こうした形状の方が石杵側の摩擦面との接点は大きくなり、朱の粒子を細かく擦り潰す作業はより効率的であったと考えられる。したがって、ここに掲げた石臼は生産遺跡で発見されるものとは形態的に差をもち、実際の作業内容や性格も異なっていた可能性が高い。一方の石杵については摩擦面がゆるやかな丸みをもつ点での共通性がある。

では大型の石臼と小型の石臼とで、どのような使用状態が復元できるのかを具体例に即して検討しておこう。復元作業にあたっては臼と杵の摩擦面に残る摩耗状態を重視する。

南原の石臼No.1と石杵とが組合せて使用された可能性は高く、石臼の摩擦面中央部にみられる顕著な摩耗はこの石杵との擦り合わせによって生じたものとみなされる。石臼に残る摩耗は中心から長軸側に半径10cm、短軸側に半径7cm程度の範囲で顕著であり、中心部がもっとも深くなっている。したがって実際の擦り合わせ作業の主体は、この部分での螺旋状の回転摩擦であったと考える。摩耗の範囲が長軸方向に長く認められることは、作業者が石臼の短辺側に座して擦り合わせを実施した可能性の高いことを示すものであろう。なお、こうした比較的広範囲の回転摩擦が可能であったか否かは、実際のところ石臼全体の安定性に、つまり底部の寸法や形状に規定される。本例の場合、底部の長径は30cmであり、摩耗が顕著な部分の約1.5倍である。また底面は丁寧に研磨され平滑で、ガタツキもない。そのため十分な安定性を備えていることがわかる。石杵にも顕著な摩耗が認められ、その状況は楕円形をなす摩擦面の長軸方向にはほぼ平坦となり短軸方向に丸くなっている。そのため、石臼との擦り合わせの際には摩擦面における長軸方向のほぼ全体が接する関係になっているのである。

もう一方の石臼No.2についても類似した作業が実施されたことをうかがえる。摩耗の顕著な範囲はNo.1よりやや広く、中心部分のくぼみも深い。組み合った石杵の材質にも左右されるであろうが、それがNo.1と共通であった場合には、一層長期にわたって使用されたことになろう。

大型の石臼の場合、擦り潰された粉末は一旦周囲に寄せられ、次の擦り合わせ作業が繰り返された可能性もある。こうした推定を行うことの最大の根拠は石臼自体の重量にある。資料調査時に実際の重量を測定することはできなかったが、No.1とNo.2はいずれも非常に重い。

一人の手で頻繁に持ち上げるのが困難であることはいうまでもなく、一方を傾げるだけでも相当な労力を要する。No.1には注ぎ口が付いているので、擦り上がった粉末は臼の片側を傾けて別の場所へ移したと推定されるが、その都度臼を傾け粉末を別の場所に移す作業が行われたとは想定しがたいのである。注ぎ口のないNo.2についても、粉末を別の器具ですくい取るのであれば、No.1と同様の作業形態であったとみなされる。周囲に寄せられた粉末が上面を満たすか擦り合わせるべき顔料の細粒をすべて処理し終える時点まで、製品は上面の周囲に残された可能性を考慮しておきたい。実際の擦り合わせ作業が上面全体の半分程度の範囲に限定される事実や、仕上げ時に摩擦面の中心部分が周囲より高く作られていることも、こうした推定を傍証するものである。なお石臼No.1の側面に施されている段やNo.2に認められる稜は、把手としての機能を備えている。このことも経験上知りえたことであるが、臼を持ち上げるときや傾ける際には不可欠な設備である。

その一方、対照的な作業状況を復元しうるのが小型の石臼である。瑞龍寺山古墳群例では石臼側面が鉢形を呈し、器高も相対的に高い。そのためこれを置いて使用する場合には、上面で擦り合わせが可能な範囲は底部の寸法に制約され、底部径は14cmであるから、半径7cmを越えることは不可能である。先の大型品の場合に比べるとごく小規模な作業面しか作出されていないのである。また底部の形状もゆるやかな丸みをもっており臼自体の安定性に欠ける。なお、これと組み合う石杵は、擦り合わせ面の直径が8.2cmであり、石臼側の摩擦面の範囲に対して不自然なほどに大きい。

より典型的な状況は野中古墳例に示されている。本例において石臼の摩耗が顕著な部分は中心部から半径3.5cmの範囲であり、この部分はわずかにくぼむ程度である。材質が砂岩であることに起因する可能性をも考慮すべきであろうが、南原例とは比較にならないほど摩耗の範囲も程度も少ないことが注意される。また石杵の摩擦面の直径は6cm前後であるものの、臼と接する部分は点でしかない。こうした摩耗状態から判断する限り、ここで実施された作業はきわめて細かなものであったと考えざるをえず、石杵全体を回転させる摩擦作業と呼ぶよりは捻り作業に近いものであった可能性が高い。この点と関連して注目されるのは底部の状況である。底部径は21cmであるが全体的に緩やかな丸みを帯びており、瑞龍寺山古墳群例と同様、臼自体の安定性に欠ける。こうした底部の丸みによって生じる不安定性に関しては、土の上など一定の弾力性があるところに置いた場合や、作業員自身が足を組みあぐらをかいた中に石臼を固定した場合には解消される可能性もあろう。ところが本例については左右の厚さも異なっているため、全体の重心は上面の中心と一致していない。つまり作業範囲における安定性が必須である筈の石臼としては決定的ともいえる欠陥を有しているのである。また本例については注ぎ口先端部の成形が不十分である点も注意しておく必要がある。擦り上がった粉末を容器などに移す際には不都合が生じたであろう。

このように、小型の石臼の場合には擦り合わせ範囲が狭く、石杵全体の大きな回転運動を支えるには形態的な無理がある。臼自体の安定性を考慮しないことも重要な特徴である。その反面、臼の寸法からみれば不自然なほど大きな杵が組み合い、多量の赤色顔料を処理するにはおよそ不向きであったと理解しうる。

(3) 模造品との関係

ここで模造品と考えられている資料との関係を検討しておきたい。模造石臼としては佐紀陵山古墳例と鏡山古墳例との2例が知られているが、ともに上面の寸法は20cm未満であり、小型石臼よりもさらにひとまわり小さい。ただし形態的な特徴を考慮した場合には相互の祖形を確定できると考える。

佐紀陵山古墳例は摩擦面の直径約17cmで、側面の下半部に段をもち、段から底部までの間には幅1.5cmほどの浅い匙面が施されている。また底部径は16cm前後である。摩擦面と底部とにみられる寸法の比率や、側面に施された段などの特徴が大型の石臼に特有のものであることは明らかなので、本例は大型の石臼を祖形にしているとみなされる。

これに対し鏡山古墳例は摩擦面の径10cm前後、底部の径は約6cm、側面は底部に向かって急速にせばまる形態であり、底部はわずかに丸みをもつ。これら諸特徴は小型の石臼と一致している。したがって、本例は小型の石臼が直接のモデルであったと考えることができよう。なお鏡山古墳例では石杵も相伴しているので、石杵との関係も検討することが可能である。石杵は上半部の握り部がせばまる形態の棒状品で、断面は楕円形を呈し、長さ9.3cm、摩擦面の長径は5.4cmである。石臼の摩擦面の寸法に対しては異常に大きく、祖形となった小型品における両者の関係が一層顕著になっているともみなしうる。

このようにみえてくると、模造品と考えられる石臼についても、先にみた大型品、小型品の区別は明確に反映されていることがわかる。

(4) 石臼・石杵にかんする型式学的変化の概要

石器として加工された石臼には大小の2種類があり、相互に使用状態は異なっている可能性が高いことをみてきた。また、それぞれが模造石臼とされる石製品の祖形をなしていることも明らかになった。こうした状況は、2種類の石臼が実質的に使い分けられていた可能性すらうかがわせる。つまり多量の赤色顔料を処理する必要のあるところでは大型品が使用され、少量の赤色顔料の使用で足りるところでは小型石臼が用いられたという復元モデルを提示しうるのである。ただし年代的な関係をみると、両者が一定期間共存していたとはみなしがたく、別の形で整理する方が自然である。

先に各資料の年代的な位置づけを簡単に紹介したが、大型の石臼が先行し、小型品は後出であ

る。繰り返しになるが大型品における最古の資料は纏向遺跡例であり、小型品の最古の資料は瑞龍寺山古墳群例である。前者は布留式の最古相に属し、後者についてはやや不確定的ながら、おおむね4世紀末にあたと推定される。一方、模造品とされる資料についてみれば、佐紀陵山古墳例が4世紀後半であり、鏡山古墳例は5世紀前葉に比定される。つまり模造石臼が出現する時期と、実用とみられる小型石臼の出現時期との関係は微妙で、前者が先行している可能性すらあり、小型石臼の模造品が認められる時期についても祖形となった実用品の出現自体と相前後しているのである。なお、佐紀陵山古墳と長法寺南原古墳の築造年代はどちらが先行しているか微妙で、後者が先行する可能性はあるものの、ほぼ同時期と把握しておくべきであろう。

このように年代的関係の大筋をみると、大型石臼に置き換わって小型品が出現し、その成立と前後して双方の模造品が出現すると理解しうる。

こうした関係と大小の石臼にみる使用状態の差は密接に関連するとみてよい。その場合、大型品から小型品への移行は、多量の赤色顔料を実質的に処理する機能を備えたものから、ごく少量の顔料しか処理しえないものへの変化であると把握することができる。また模造品の出現は石臼・石杵を用いた擦り合わせ作業の象徴化ないし形式化を意味するものであろう。すなわち小型石臼の出現と模造品の出現は、年代的に近接し、変化の方向においても共通する部分が多いのである。いいかえれば小型石臼自体が赤色顔料の擦り合わせ作業を所作行為的に行う儀礼用具として、大型石臼にかわって出現した可能性が高いとみなされる。

この点に関連して、模造品と考えられている2資料がまったくの模型であり、なんら実用には耐えがたいのかを検討しておく必要がある。寸法の点からみて、これらが模造品であることは確実であるが、問題は小型石臼と同程度に小規模な擦り合わせ作業であれば可能であったか否かである。佐紀陵山古墳例が模造品であるとされる主要な根拠は石材の材質であるが、これが碧玉ないし緑色凝灰岩製であれば、赤色顔料の擦り潰し作業を形式的に行うには十分耐える硬度であるし、砂岩以上に緻密であるため、こうした作業には適した石材だといえる。もっとも現資料には上面の中心部が顕著にくぼむような状況はみうけられない。一方の鏡山古墳例は滑石製であるが、石臼上面の中央部がわずかにくぼんでいることが注意される。模造に際してモデルの使用痕までをも忠実に模倣したとは考えがたく、本例については実際に赤色顔料の擦り合わせが行われた可能性を指摘しうる。もとより滑石製であるから、顔料の擦り潰し作業は可能であるものの、臼や杵自身の摩耗も急速に進行する。したがって材質的に適さないことはいうまでもない。あくまでも所作行為として使用するには十分であり、その形跡すらうかがわれることを重視しておきたい。

以上の理解にもとづき、石器として加工された石臼や石杵に関する型式学的変遷過程の概要を整理しておく。石臼にみる大小の差はおおまかな時期差を反映しており、同時に性格的にも異なると理解される。つまり石臼における変化の方向は小型化であり、擦り合わせ作業の所作

行為化ないし形骸化である。さらにその変化が漸時的推移であったとはみなしがたく、大型品に対する模造化の動きが直接の契機をなしたと考える。小型石臼はその材質からみると実用的ではあるが、機能上は模造品と共通の性格をもっている。その意味で、小型石臼の出現は石臼・石杵の型式学的変遷過程における最大の画期であると理解することができよう。

なお大型石臼、小型石臼ともに形態の細部には年代的な変化が認められる。大型品の場合には纏向遺跡例と南原古墳例との間で、側面の仕上げにおける簡略化をたどることが確認できるし、小型品の場合にも瑞龍寺山古墳群例と野中古墳例との間で、後者には全体的な成形の粗雑化を指摘することができる。

他方、石杵については形態の細部における差は認められるものの、寸法の点では明瞭な変化がみられない。臼の寸法は大幅に縮小しているのに対し、ほぼ一定の寸法を保っている。滑石製の模造石杵についても若干の寸法の縮小は認められるものの、臼の方にみる顕著な寸法の縮小化とは比例しないのである。この事実こそは、擦り合わせ行為の形式化とみなした大筋での変化がもつ別の側面を示唆している。葬送儀礼にもちいる赤色顔料のすべてを処理する機能は喪失していても、杵を実際に握り、若干の顔料を臼に置いて擦り合わせる行為自体は可能な状態に維持されたことを示すものであろう。

(5) 古墳時代における施朱の問題と石臼・石杵

以上、石器として加工された石臼と石杵についての簡単な検討を行ってきた。最後に、これらが古墳時代の葬送儀礼においてどのような位置を占めたのかをみておきたい。埋葬施設に赤色顔料が塗布される行為は縄文時代以来の長期的な歴史をもつ。ただし、古墳の成立と直接関連するのは弥生時代後期後半以降、列島の主要な地域で顕在化した動きであるとみてよい。本田は水銀朱の粒度分析から、この時点で墳墓に供給される朱の精製状況に大きな変化が生じたことを解明している⁽¹¹⁾。続く終末期には列島内で朱の採掘を開始したことも明らかになってきた⁽¹²⁾。この段階での弥生墳丘墓における朱の使用状況についてはなお不明な点が多いが、赤色顔料の擦り潰しに使用されたと思われる擦り石が墓壙上面から出土する事例も報じられており⁽¹³⁾、石臼や石杵の性格を考えるうえで興味深い。

古墳時代の前期には埋葬施設に対する施朱が普遍化し、竪穴式石室の場合には石室壁面にベンガラを塗り、木棺内や遺骸の周囲には水銀朱を塗布するといった顔料の使い分けも認められる。特に近畿地方の一部では、竪穴式石室を構築する際に墓壙の側面にも赤色顔料を塗布したり、壁体構築から蓋石を架けるまでの各段階で赤色顔料をふり撒く行為が存在したことも知られている。また奈良県桜井茶臼山古墳の埋葬施設に示されるごとく⁽¹⁴⁾、奈良盆地に築かれる巨大前方後円墳では石室自体にも水銀朱が塗られており、多量の朱が使用されているのである。この時期以降、水銀朱やベンガラの差を問わず、赤色顔料は各地で実施される葬送儀礼において

多量に消費されるべき品目の一部をなしたと理解できる。

こうした朱の消費にみる全体的傾向のなかで、石臼や石杵はどのような意味をもつのであろうか。埋葬施設に赤色顔料が使用される場合、その搬入や擦り合わせ作業に関する遺物との関係は次のような形に整理できる。

① 埋葬施設には多量の赤色顔料がもちいられており、それを精製した石杵と石臼が組み合っ
て副葬ないし埋置される事例である。これには実際に顔料を精製した可能性の高い南原古墳例
のほか、石臼には丁寧な加工を施さないで使用したとみられる千葉県鳥越古墳例⁽¹⁵⁾や福島県会津
大塚山古墳例⁽¹⁶⁾と、形式的・儀礼的な意味しかもたない小型品や模造品をもちいる事例との2者
が含まれる。

② 埋葬施設には赤色顔料がもちいられており、それを精製したとみられる石杵のみが副葬な
いし埋置される事例である。これにも実質的に精製を行った可能性の高い奈良県池の内1号墳
例⁽¹⁷⁾や兵庫県森尾古墳例⁽¹⁸⁾などと、模造品をもちいる岐阜県長塚古墳例⁽¹⁹⁾などとの2者が存在する。

③ 埋葬施設には赤色顔料がもちいられているが、石臼や石杵は認められず、それを運搬した
とみられる土器が副葬される事例である。千葉県手古塚古墳例⁽²⁰⁾や大阪府野中アリ山古墳例⁽²¹⁾はそ
の代表例として著名であるし、滋賀県雪野山古墳例⁽²²⁾もこれに属する。

④ 埋葬施設に赤色顔料はもちいられているものの、石臼・石杵、運搬用の土器も遺存しない
事例である。ここに属するものももっとも多く一般的である。

これら4区分される事例の意味するところが埋葬施設における赤色顔料の多少とは直接関係
しないことも明らかである。なお、④については古い時期に調査されたものや後世に大規模な
改変を被ったものも少なくないので注意を要する。ただし圧倒的多数の埋葬施設がここに該当
することをみれば、①から③までが少数派であったことも確実であろう。葬送儀礼の中に赤色
顔料の擦り合わせ行為が組み込まれることや、少なくともその痕跡を意図的に残す行為が、普
遍的で不可欠の要件ではなかったとみて差し支えあるまい。

なお現時点で性格上明らかに区分しうるのは③とそれ以外であろう。③の場合は葬送儀礼を
実施するにあたり、別の場所で既に精製された赤色顔料を搬入しているのである。この点で手
古塚古墳例にみる状況は特徴的である。この土器自体が布留式土器であり、ひいては近畿地方
で製作された可能性すらうかがえる。そのため、本例については近畿地方であらかじめ精製さ
れた赤色顔料が容器とともに遠隔地へともたらされ、葬送儀礼のなかで使用された可能性を指
摘しうる。

また雪野山古墳例では、土器の内部に遺存した赤色顔料は水銀朱であろうと調査時点から注
意してきたが、本田光子による分析の結果それが裏づけられた。本例では水銀朱が遺骸や棺内
の靱など、主だった副葬品に散布される状況であり、木棺や竪穴式石室には全面にベンガラが
塗られていた。つまり赤色顔料の中でも水銀朱は特別な扱いを受けており、既に精製された朱

が棺内に埋置された土器によってもたらされたと考えられる。こうした2例の状況から、③の事例はその葬送儀礼において、朱を塗布する行為が伴ったであろうと推定すると同時に、形式的であれ赤色顔料を擦り潰す行為は伴わなかった一群であると理解することができよう。

では①と②とは相互にどのような関係をもつのであろうか。実数が多いのは②である。また年代的に古くから認められるのも②のようである。一方、①のうち年代的にもっともさかのぼる可能性の高いのは鳥越古墳例であり、古墳時代初頭に比定される。これら2者はともに葬送儀礼のなかで赤色顔料が精製される行為を伴ったことがうかがえるのであるが、石臼を伴うか否かの差が何を意味するかについては次のような二つの可能性を想定する。

その第1は石杵がかならずしも石臼とのみ対応するものではなかった可能性である。市毛や本田が推定するように、赤色顔料は生産地でおおまかな精製を終了しており、葬送儀礼の際に実施された行為は細粒の微粉化であったとみなされる⁽²³⁾。本田によれば水銀朱の場合、16ミクロン程度の粒度に粉末化された時点で初めて鮮やかな赤色の発色となり、それ以上の粒度では黒紫色の発色にとどまるという。福岡県老司古墳からは黒紫の水銀朱自体が検出されている⁽²⁴⁾、生産地から各地にもたらされた朱の一部にはこうした粒度のものが含まれていたことを証明している。粒子の大きさにして最大380ミクロン程度であるらしい。こうした細粒を粉状にするのであれば、石杵と対応する摩擦面は石臼でなくとも可能であったとみることができよう。例えば土器や木器などの容器類に細粒を入れるなり、革などの上に粒子を置くなりして、平坦な板や石の上で擦り潰すこともありえた筈である。石杵の方が年代的には石臼に先行して出現した可能性の高いことも、こうした推定を行いうることの根拠のひとつである。

その第2は、石杵と石臼とを異なった埋葬施設に置き分けた可能性である。石臼のみが検出される事例は少ないが、南原古墳の場合でも石室の蓋石上に置かれた石臼No.2と組合う石杵は検出されていない。また池の内1号墳例では赤色顔料が塗布された埋葬施設からは石杵が出土せず、赤色顔料がみられない隣接の埋葬施設から発見されているのである。こうした状況は、個別葬送儀礼でもちいられた用具がそのまま副葬、あるいは埋置されることなく別の機会にも再利用されるか、埋葬にあたっての置き分けが意図的に実施された可能性を暗示するものであろう。

いまのところ2つの可能性のいずれか一方に限定することはできない。これ以外にも複数の原因が介在したとみななければならぬ。

現状で①について確認できるのは、4世紀の後半以降、急速な形式化が生じることである。石臼や石杵をもちいる行為自体は形骸化し、葬送行為に際してのいわば所作儀礼に転化しつつあったと考えられる。現時点で把握できる現象は模造品の出現であるが、この変化を促した主体が石臼や石杵の側であったとみるより、擦り合わされる顔料の方に直接的な要因を求めることの方が自然であろう。つまり石臼における変化の画期となった4世紀の末葉の段階における

近畿周辺地域では、既に擦り合わせ作業を必要としない程度の粒度にまで精製された赤色顔料が広く供給される状態に立ち至っていたがために、葬送儀礼にあたっての更なる擦り潰し作業は不要となり、事実上形式的な意味しかもたなくなつたと考えたい。

一方、石臼や石杵の出現については不明な点が多いのであるが、次のことを確認できる。①は古墳時代の初頭には出現し、②は弥生時代後期後半にまでさかのぼる。したがって、葬送儀礼において赤色顔料を擦り合わせる行為が実質的に伴つたとみなされるのは、後期以降の弥生墳丘墓と前期古墳の一部である。弥生墳丘墓からの出土は石杵ないし擦り石のみであり、石臼の出土は知られていないが、古墳においていち早く出現するのは、簡単な整形にとどまり丁寧な加工の施されない石臼であった。石杵の方はこの段階ですでに丁寧な加工が認められる。したがって入念に成形された大型石臼の出現は、石杵に対応させる形で後発的に促された可能性がある。その出現が意味するところもまた、朱の粒子を擦り潰す行為が葬送儀礼の一環として整備される動きであつたと推測しうる。ただしそれがどのような系譜にあるのかを解明していくのは今後の課題である。

もとより、①と②を合わせた場合でも全体としてみればごく少数である点を重視するならば、古墳から出土する石臼や石杵がその被葬者の職掌や葬送儀礼に携わつた集団の職掌を反映するといった、より限定的な意味をもっていた可能性もある。この点についても今後十分な検討が必要であろう。ただし集落遺跡から出土する石杵の場合、その頻度が高いのは徳島県や奈良県など朱の生産遺跡や鋳床の存在が確認できる地点に近い場所であるといった傾向を確認できるのに対し、古墳出土例の場合にはこうした形の地理的対応関係を示さない。この点は職掌との関係に限定することを躊躇せざるをえない状況証拠のひとつである。また①や②の場合、分布は点的であるものの、岐阜県域に複数例が目立つことや、近畿諸地域のなかでは乙訓地域に2例が集まるなどの地域的偏在性も認められる。その反面、瀬戸内地域の弥生墳丘墓や前期古墳からはまったくの未見であることも注意すべきである。こうした現状であるため、ここでは①と②に対し、職掌との関係などに限定することは避け、やや包括的な形で、朱擦りの行為を葬送儀礼のなかに組み込む祭祀形態が共有された一群として把握しておきたい。

以上の検討結果から、長法寺南原古墳出土の石臼や石杵は、佐紀陵山古墳など一部の巨大古墳を含みつつも、ごく少数派にとどまつた古墳時代前期の葬送儀礼における一系統の存在を物語ると理解しうる。

小稿をなすにあたり、本田光子氏からは有益な助言や教示を賜つた。また資料調査に際しては次の方々に便宜をはかっていただいた。芳名を記して感謝したい。本村豪章、杉山晋作、瀬戸谷皓、辻秀人、吉村和昭（敬称略）。

注

- (1) 以上の一般的理解については次の文献に詳しい。市毛勳『朱の考古学』(雄山閣考古学選書、1974年)、本田光子「石杵考」(『古代』第90号 早稲田大学考古学会、1991年)。
- (2) 市毛勳『朱の考古学』(前掲注1)。
- (3) 本田光子「石杵考」(前掲注1)。
- (4) 東京国立博物館編『東京国立博物館図版目録 古墳遺物篇 (近畿 I)』1988年。
- (5) 梅原末治「乙訓村長法寺南原古墳の調査」(『京都府史蹟名勝天然紀念物調査報告』第17冊 1936年)、本文注 (p. 2-10)。
- (6) 石野博信・関川尚功『纏向』桜井市教育委員会、1976年。
- (7) 北野耕平『河内野中古墳の研究』(大阪大学文学部国史学研究室研究報告2、1976年)。
- (8) 檜崎彰一、萩野繁春「瑞龍寺山古墳群」(『岐阜市史』岐阜市、1979年)。
- (9) 石田茂輔「日葉酢媛御陵の資料について」(『書陵部紀要』19 宮内庁書陵部、1976年)。
- (10) 東京国立博物館編『東京国立博物館図版目録 古墳遺物篇 (近畿 I)』(前掲注4)。
- (11) 本田光子「弥生時代の墳墓出土赤色顔料」(『九州考古学』62 九州考古学会、1988年)、同「石杵考」(前掲注1)。
- (12) 岡山真知子編『若杉山遺跡発掘調査概報一昭和60年度一』徳島県博物館、1986年。
岡山真知子編『若杉山遺跡発掘調査概報一昭和61年度一』徳島県博物館、1987年。
- (13) 鳥根県西谷3号墓が代表的事例である。出雲地域を含む山陰地域の状況が北部九州地域とともに今後注目される。渡辺貞幸「出雲市・西谷3号墓の墓上施設跡(コロタイプ図版解説)」(『考古学研究』第37巻第2号、1990年)。
- (14) 上田宏範・中村春寿『桜井茶臼山古墳附櫛山古墳』奈良県教育委員会、1961年。
- (15) 榎山林継「木更津市鳥越古墳の調査」(『考古学ジャーナル』171号、1980年)。
- (16) 伊藤玄三ほか『会津大塚山古墳』会津若松市教育委員会、1964年。
- (17) 泉森皎「池の内1号墳」(『磐余・池の内古墳群』奈良県教育委員会、1973年)。
- (18) 瀬戸谷皓「森尾古墳の再検討」(『北浦古墳群』豊岡市教育委員会、1980年)。
- (19) 檜崎彰一『岐阜県史(通史編原始)』(岐阜県、1972年)。
- (20) 杉山晋作「千葉県木更津市手古塚古墳の調査速報」(『古代』第56号 早稲田大学考古学会、1973年)。
- (21) 北野耕平ほか『河内における古墳の調査』(大阪大学文学部国史学研究室研究報告第1冊、1964年)。
- (22) 都出比呂志編『雪野山古墳』(八日市市教育委員会、1990年)。
- (23) 市毛勳『朱の考古学』(前掲注1)、本田光子「石杵考」(前掲注1)。
- (24) 本田光子「老司古墳出土の赤色顔料」(『老司古墳』福岡市教育委員会、1989年)。